

#### 4.4.2.2 動物(重要な種)

##### 1) 重要な種への影響

###### (1) 哺乳類

文献及び現地調査の結果、重要な哺乳類としては12種が確認された。それらのうち湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響について検討が必要と考えられた哺乳類は表4.4.2.2-1に示す10種である。

カワネズミは低地から山地の水の澄んだ溪流を生息環境としており、現地調査により確認された位置は主に川辺川の支川であり、いずれもカワネズミの生息に適した溪流的な環境であった。事業により生息環境の一部が減少すると考えられるが、他の調査で川辺川の上流域の五木地区でも生息が確認されており、本種は川辺川流域の湛水予定区域とその周辺区域外にも広く分布していると考えられる。本地域に生息するカワネズミの生態に関しては知見が少ないため、今後も専門家による指導、助言のもとに生息状況について調査を継続していく。

ヤマネ、アナグマは低地から山地の森林を、ムササビは平地から山地の森林をそれぞれ生息環境としており、事業によりその生息環境の一部が減少すると考えられるが、事業区域外には生息環境と考えられる森林が広域に分布している。

カヤネズミは平地から山地のイネ科植物の生い茂る草地、河川敷及び休耕田などを生息環境としている。川辺川周辺では河川敷を主な生息環境としており、事業によりその生息環境の一部が減少すると考えられるが、生息環境と考えられる河川敷は事業区域の上下流や流入河川にも分布している。

イタチは平地から山地の人家周辺や森林を生息環境としており、事業によりその生息環境の一部が減少すると考えられるが、事業区域外には人家が残存し、生息環境と考えられる森林が広域に分布している。

その他、文献においてのみ記録があり、湛水予定区域及びその周辺区域に生息している可能性があるホンドモモンガについては、今後も生息状況について調査を継続していく。

なお、九折瀬洞に生息するコキクガシラコウモリ及びニホンテングコウモリ、文献で記録のあるモモジロコウモリへの影響については「4.4.2.5 九折瀬洞の生息環境」で後述する。

表 4.4.2.2-1 事業の実施による影響を検討した重要な哺乳類

No.	種名	選定根拠 <sup>1)</sup>				
		①	②	③	④	⑤
1	カワネズミ					V
2	コキクガシラコウモリ					R

3	モモジロコウモリ <sup>2)</sup>					R
4	ニホンテングコウモリ				VU	R
5	ホンドモモンガ <sup>2)</sup>					V
6	ムササビ					R
7	ヤマネ	国			NT	V
8	イタチ <sup>3)</sup>					R
9	カヤネズミ					R
10	アナグマ					R

1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④⑤の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。

①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種

特:国指定特別天然記念物 国:国指定天然記念物 県:県指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種

I:国内希少野生動植物

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている種

④「環境庁報道発表資料 哺乳類及び鳥類のレッドリストの見直しについて」に記載されている種

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:地域個体群

⑤「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと」に記載されている種

Ex:絶滅 E:絶滅危惧 V:危急 R:希少 DD:情報不足

2) 現地調査において確認されていないが、文献においてのみ記録があり湛水予定区域及びその周辺区域に生息している可能性がある種。

3) 本調査で確認されたイタチはチョウセンイタチである可能性が高いが、ニホンイタチである可能性も否定できないため、ここでは重要な哺乳類として扱うこととした。

## (2) 鳥類

文献及び現地調査の結果、重要な鳥類としては 23 種が確認された。それらのうち湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響について検討が必要と考えられた鳥類は表 4.4.2.2-2 に示す 14 種である。

ミサゴは海岸のほか、湖沼などを主な生息環境としており、ハヤブサは海岸や海岸に近い山の断崖や急斜面、広い川原などを主な生息環境としている。現地調査における確認回数は少ないこと、また調査区域の自然環境から判断すると、湛水予定区域とその周辺区域には定着していないと考えられる。

ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、アオバズク、フクロウ、ヤイロチョウ、サンショウクイ及びサンコウチョウは森林を生息環境としており、事業によりその生息環境の一部が減少すると考えられるが、事業区域外には生息環境と考えられる森林が広域に分布している。

ブッポウソウについては、平成7年の風雨で事業区域内にあった営巣木の巣穴付近の枝が折れ、その後事業区域内においては営巣は確認されていない。また、ブッポウソウは森林を生息環境としており、事業によりその生息環境の一部が減少すると考えられるが、事業区域外には生息環境と考えられる森林が広域に分布している。

アカショウビンは、溪流沿いの森林を主な生息環境としており、事業により生息環境の一部が減少すると考えられるが、事業区域外には森林に覆われた溪畔や溪谷などが分布している。

その他、文献においてのみ記録があり、事業区域内で繁殖している可能性があるコサメビタキについては、今後も生息状況について調査を継続していく。

クマタカへの影響については「2) 重要な種への保全措置 (2)クマタカに対する保全措置」で後述する。

表 4.4.2.2-2 事業の実施による影響を検討した重要な鳥類

No.	種名	選定根拠 <sup>1)</sup>				
		①	②	③	④	⑤
1	ミサゴ				NT	
2	ハチクマ				NT	R
3	オオタカ		I		VU	R
4	ハイタカ				NT	
5	クマタカ		I		EN	V
6	ハヤブサ		I		VU	R
7	アオバズク					R
8	フクロウ					R
9	アカショウビン					R
10	ブッポウソウ				VU	V
11	ヤイロチョウ		I		EN	V
12	サンショウクイ				VU	
13	コサメビタキ <sup>2)</sup>					R
14	サンコウチョウ					R

1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④⑤の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。

①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種

特:国指定特別天然記念物 国:国指定天然記念物 県:県指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種

I :国内希少野生動植物

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている。

④「環境庁報道発表資料 哺乳類及び鳥類のレッドリストの見直しについて」に記載されている種

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類

VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

⑤「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと」に記載されている種(※フクロウはキュウシュウフクロウとして記載)

Ex:絶滅 E:絶滅危惧 V:危急 R:希少 DD:情報不足

2) 現地調査において確認されていないが、文献においてのみ記録があり事業区域内で繁殖している可能性がある種。

### (3) 爬虫類・両生類

文献及び現地調査の結果、重要な爬虫類・両生類としては3種が確認された。それらのうち湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響について検討が必要と考えられたのは表 4.4.2.2-3 に示す爬虫類2種である。なお、両生類では特に影響の検討が必要と考えられる種は確認されなかった。

タカチホヘビは平地から山地の森林を、シロマダラは低地の森林環境をそれぞれ生息環境としており、事業によりその生息環境の一部が減少すると考えられるが、事業区域外には生息環境と考えられる森林が広域に分布している。

表 4.4.2.2-3 事業の実施による影響を検討した重要な爬虫類

No.	種名	選定根拠 <sup>1)</sup>				
		①	②	③	④	⑤
1	タカチホヘビ					R
2	シロマダラ					R

1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④⑤の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。

①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種

特:国指定特別天然記念物 国:国指定天然記念物 県:県指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種

I :国内希少野生動植物

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている種

④「環境庁報道発表資料 両生類・爬虫類のレッドリストの見直しについて」に記載されている種

EX:絶滅 EW:野生絶滅 GR:絶滅危惧 IA類 EN:絶滅危惧 IB類 VU:絶滅危惧 II類

NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

⑤「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと」に記載されている種

Ex:絶滅 E:絶滅危惧 V:危急 R:希少 DD:情報不足

#### (4) 魚類

文献及び現地調査の結果、重要な魚類としては5種が確認されたが、いずれも中～下流域や細流に生息する魚類で、湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響について検討を行うべき魚類は確認されなかった。

#### (5) 陸上昆虫類

文献及び現地調査の結果、重要な陸上昆虫類としては22種が確認された。それらのうち湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響について検討が必要と考えられた陸上昆虫類は表4.4.2.2-4に示す14種である。

キンスジコガネ、エソスジグロシロチョウ、ウラキンシジミ、ミスジチョウ、サカグチキドクガは山地の森林を、エサキクチキゴキブリ、オオムラサキは平地から山地の森林を、ウラナミジャノメは林縁付近の草地を主な生息環境としており、事業により生息環境の一部が減少するが、事業区域外には生息環境と考えられる森林及び林縁付近の草地が広域に分布している。

ツマグロキチョウは河川敷や荒れ地を、ヒメヒラタゴミムシ及びババムナビロコメツキは川原や溪流に注ぐ小川を、ムカシヤンマは低地の沢を生息環境としており、事業により生息環境の一部が減少するが、事業区域の上下流や流入支川には生息環境と考えられる川原や溪流に注ぐ小川が分布している。

なお、九折瀬洞に生息するツヅラセメクラチビゴミムシ及びヒゴツヤムネハネカクシへの影響については「4.4.2.5 九折瀬洞の生息環境」で後述する。

表 4.4.2.2-4 事業の実施による影響を検討した重要な陸上昆虫類

No.	種名	選定根拠 <sup>1)</sup>					
		①	②	③	④	⑤	⑥

1	ムカシヤンマ					R	
2	エサキクチキゴキブリ				DD		
3	ツヅラセメクラチビゴミムシ				EN+CR		
4	ヒメヒラタゴミムシ						○
5	ヒゴツヤムネハネカクシ						○
6	キンスジコガネ						○
7	ババムナビロコメツキ						○
8	ツマグロキチョウ				EN+CR		
9	エゾスジグロシロチョウ						○
10	ウラキンシジミ					R	
11	ミスジチョウ					R	
12	オオムラサキ				NT		
13	ウラナミジャノメ				VU		
14	サカグチキドクガ						○

1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④⑤の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。

①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種

特：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種

I：国内希少野生動植物

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている種

④「環境庁報道発表資料 無脊椎動物（昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等）のレッドリストの見直しについて」に記載されている種

EX:絶滅 EW:野生絶滅 EN+CR:絶滅危惧Ⅰ類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足 LP:地域個体群

⑤「熊本県の保護上重要な野生動植物 レッドデータブックくまもと」に記載されている種

Ex:絶滅 E:絶滅危惧 V:危急 R:希少 DD:情報不足

⑥その他専門家により指摘された重要な種

## (6) 底生動物

湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響について検討を行うべき底生動物は確認されなかった。

## (7) 陸産貝類

文献及び現地調査の結果、重要な陸産貝類としては9種が確認された。それらのうち湛水予定区域とその周辺区域において、事業の実施による影響について検討が必要と考えられた陸産貝類は表4.4.2.2-5に示す4種である。

クチマガリスナガイは石灰岩上を、ハナコギセルは樹上を、テラマチベッコウは自然林の落葉下や朽木をそれぞれ生息環境としており、事業により生息環境の一部が減少すると考えられるが、事業区域外には生息環境と考えられる石灰岩地や自然林などが広域に分布している。

文献においてのみ記録があり、事業区域内に生息している可能性があるマルクチコギセルについては、今後も生息状況について調査を継続していく。

表 4.4.2.2-5 事業の実施による影響を検討した重要な陸産貝類

No.	種名	選定根拠 <sup>1)</sup>			
		①	②	③	④
1	クチマガリスナガイ				NT
2	ハナコギセル				EN+CR
3	マルクチコギセル <sup>2)</sup>				EN+CR
4	テラマチベッコウ				NT

1) 重要な種の選定根拠は以下のとおりである。なお、④⑤の定義の詳細については、巻末の資料編に示した。

①「文化財保護法」、「熊本県文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種

特:国指定特別天然記念物 国:国指定天然記念物 県:県指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種

I:国内希少野生動植物

③「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定されている種 ④「環境庁報道発表資料 無脊椎動物(昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等)のレッドリストの見直しについて」に記載されている種

EX:絶滅 EW:野生絶滅 EN+CR:絶滅危惧I類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧

DD:情報不足 LP:地域個体群

2) 現地調査において確認されていないが、文献において記録があり事業区域内に生息している可能性がある種。